

函館市公共施設等総合管理計画



平成 2 8 年（2016 年） 8 月 策定

令和 3 年（2021 年） 8 月 一部改訂

令和 5 年（2023 年） 1 月 一部改訂

函 館 市

目 次

第 1 章 計画の策定について

1 趣旨	— 1
2 計画期間	— 2
3 対象施設	— 2
4 取組体制および情報共有	— 2
5 計画の位置付け	— 3

第 2 章 人口および財政の状況

1 人口の推移と将来推計	— 4
2 財政の現状と推移	— 5

第 3 章 公共施設等の現状と今後の課題

1 公共施設の現状	— 6
(1) 用途分類ごとの施設状況	— 6
(2) 用途分類ごとの整備状況	— 7
2 主なインフラ施設の現状	— 8
(1) 道路の整備状況	— 8
(2) 橋りょうの整備状況	— 8
(3) 上水道および下水道の整備状況	— 9
3 公共施設等の今後の課題	—10
(1) 公共施設の更新経費の見込み	—10
(2) 主なインフラ施設の更新経費の見込み	—11
(3) 公共施設等の今後の課題	—11
(4) 将来の更新経費に係る財源の見込み	—12

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1	施設保有総量縮減の推進	—13
	(1) 施設の統廃合および複合化	—13
	(2) 施設保有総量の縮減目標	—14
2	施設の維持管理、修繕および更新等の推進	—15
	(1) 施設の維持管理および長寿命化	—15
	(2) 個別施設計画等を踏まえた更新経費の見込み	—16
	(3) P P P / P F I 手法の導入	—16
	(4) ユニバーサルデザイン化の推進	—17
	(5) 脱炭素化の推進	—17
3	耐震化の推進および安全性の確保	—17

第5章 計画の推進について

1	P D C A サイクル	—18
2	市民および議会への情報提供等	—18
3	次期計画について	—18

資料編

I	施設マネジメントに関する取組状況	—19
II	「公共施設等更新費用試算ソフト」について	—22
III	改訂履歴	—26

【記載上の注意点】

本計画は、特に表記がない限り、平成26年度(2014年度)末時点の施設状況で記載しています。

第1章 計画の策定について

1 趣旨

本市では、これまで、時代の変化や市民ニーズに対応しながら、公共施設^①の取得や整備を進め、老朽化した施設については修繕や改修を行うなど、施設の維持や機能の向上を図ってきました。

また、本市は、市町村合併により多くの施設を保有しており、さらに、現在保有している全ての施設を維持していくためには、多額の財政負担を伴うことから、平成25年度(2013年度)に、既に個別計画を策定している市営住宅等の施設を除く、219施設を対象とした「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」および「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく『各施設の今後の方向性』について」を策定し、公共施設として必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模の見直しなど、施設の維持管理や更新等の経費縮減に取り組んでいるところです。

一方、国においては、平成25年(2013年)11月にインフラ施設^②を対象として、中長期的な維持管理や更新等に係るトータルコスト^③の縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理や更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理や更新等を推進することとしたほか、平成26年(2014年)4月には、こうした国の動きと歩調を合わせ、各地方公共団体に対して、公共施設等^④について総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を、平成28年度(2016年度)末までに策定するよう要請しました。

このようなことから、本市においても、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設を維持管理するため、インフラ施設を含めた全ての公共施設等を対象とした「函館市公共施設等総合管理計画」を平成28年(2016年)8月に策定し、市民や議会と情報を共有しながら、長期的な視点に立ち、総合的に管理することとしたところです。

その後、国において、公共施設等総合管理計画については、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であるとの考えのもと、総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂を重ねてきたところであり、本市においても、所要の見直しを行いながら公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組んでまいります。

①公共施設：本市が保有する建築物その他の工作物を指します。

②インフラ施設：道路、橋りょうおよび上下水道等を指します。

③トータルコスト：中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等の経費の合計をいいます。

④公共施設等：公共施設およびインフラ施設の総称です。

2 計画期間

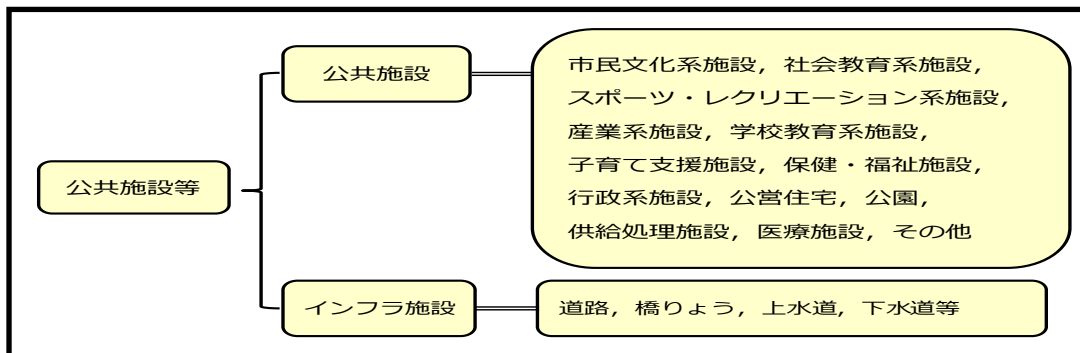
本計画は、人口規模や財政状況等を考慮しながら進める必要があることから、計画期間を平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間とします。

3 対象施設

対象とする施設は、本市が保有する全ての公共施設等とします。

なお、公共施設の用途分類については、平成24年(2012年)に総務省が公表した「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき分類しています。

【図1-1 公共施設等の範囲】

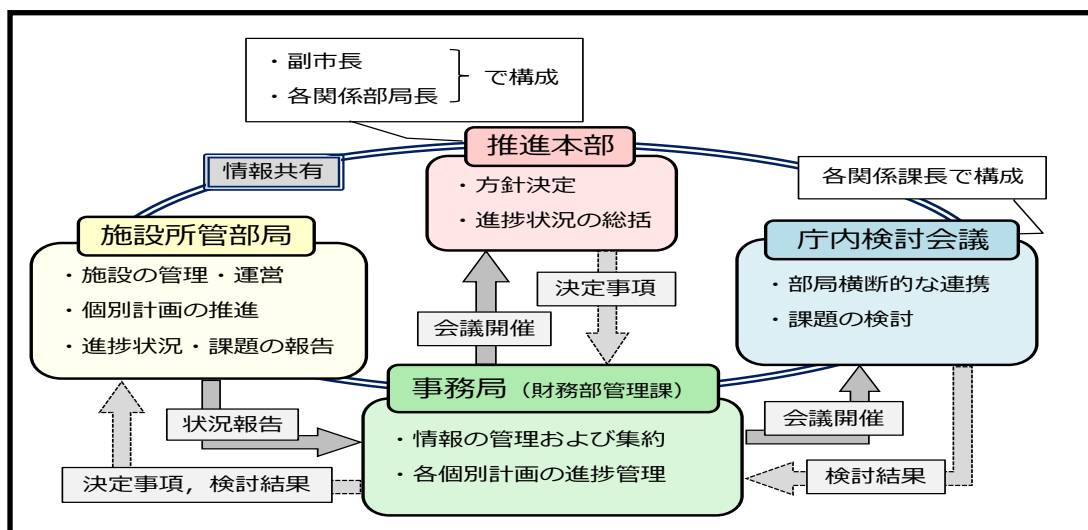


4 取組体制および情報共有

本計画の推進を図るために、全庁的な取組体制として、副市長や関係部局長で構成する推進本部や、その下部組織となる庁内検討会議を設置し、計画を進める上で課題となった案件については、必要に応じて協議を行います。

また、事務局（財務部管理課）において情報を管理し、集約することで、各個別計画の進捗管理を行い、全庁的に情報共有を図ります。

【図1-2 全庁的な取組体制】



5 計画の位置付け

本計画は、函館市基本構想^⑤のもと、函館市都市計画マスタープラン^⑥等のまちづくりに関する計画との整合性を図りながら、まちづくりの視点や財政の見通しを踏まえ、取組を進めていきます。

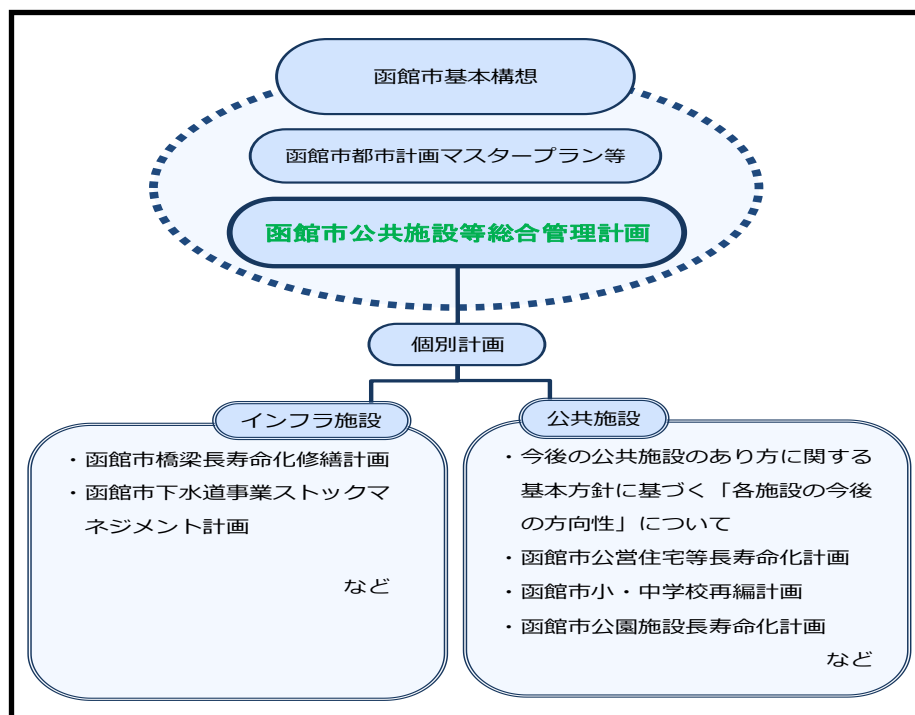
また、個別計画は、本計画を具体的に実施するための計画とします。

なお、本計画ではSDGs^⑦の理念を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な基本方針等の取組を通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指します。本計画に関連する目標は、主に次の3つです。

ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
ゴール11 住み続けられるまちづくりを
ゴール13 気候変動に具体的な対策を



【図1-3 計画の位置付け】



⑤函館市基本構想：長期的な視点に立ち、目指すべき将来像と、その実現に必要なまちづくりの基本的な方向性や目標などを示すものです。

⑥函館市都市計画マスタープラン：都市計画法第18条2の規定により市町村が定める長期的なまちづくりの方向性を示す都市計画の基本方針です。

⑦SDGs：持続可能な開発目標（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略で、「誰一人取り残さない」社会の実現のために達成すべき課題とその目標のことです。平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択され、令和12年（2030年）を期限とし、17の目標と169のターゲットが掲げられました。

第2章 人口および財政の状況

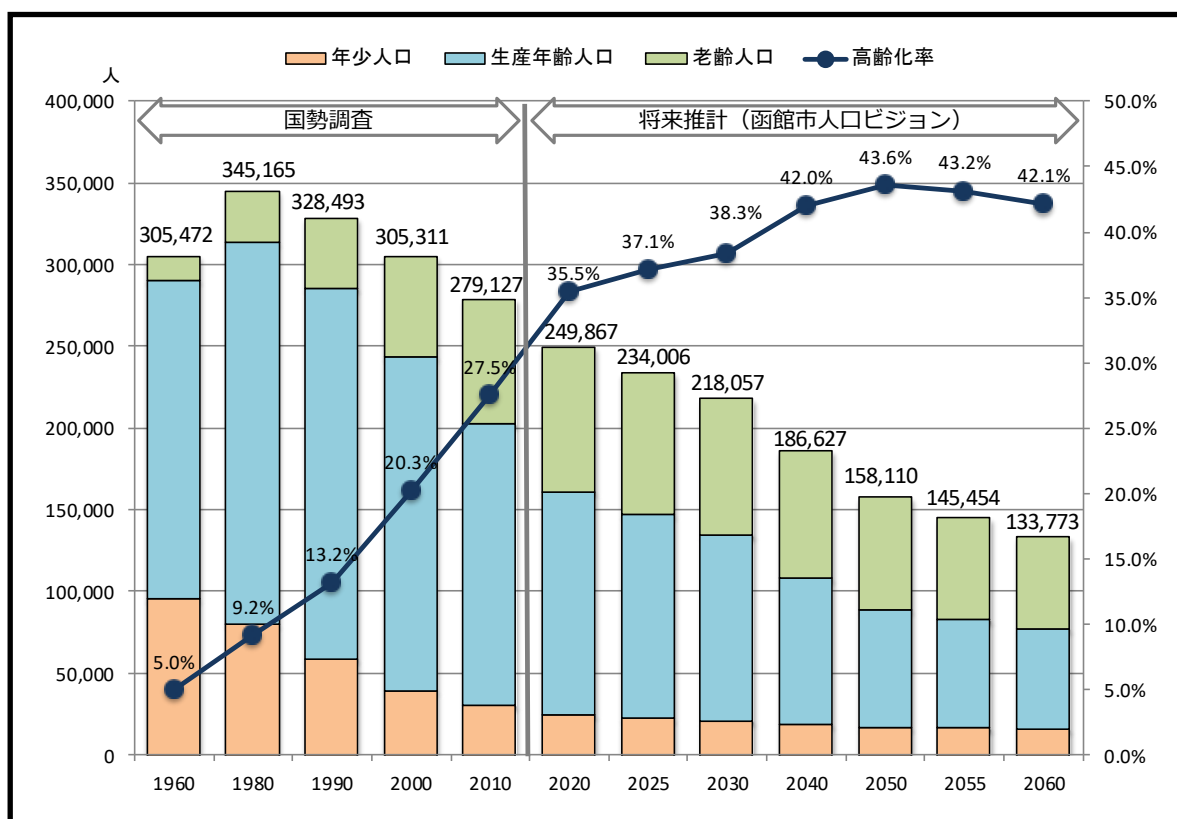
1 人口の推移と将来推計

本市の人口は、昭和55年(1980年)の345,165人をピークに、以降は減少し続け、平成22年(2010年)には279,127人となり、この30年間で66,038人減少しています。

また、平成2年(1990年)以降は、高齢化が急速に進み、平成22年(2010年)における高齢化率は、北海道平均の24.7%や全国平均の23.0%を上回る27.5%となっています。

今後の人口の推移について、平成27年度(2015年度)に策定した「函館市人口ビジョン」では、人口の将来展望を、高位、中位、低位の3区分で推計し、そのうち中位推計によると、令和42年(2060年)の本市の人口は133,773人、高齢化率は42.1%になり、人口減少や高齢化率がさらに進行すると見込んでいます。

【図2-1 人口構成と推移】



(国勢調査および函館市「函館市人口ビジョン(平成27年(2015年)10月)」
[中位推計]を基に作成)

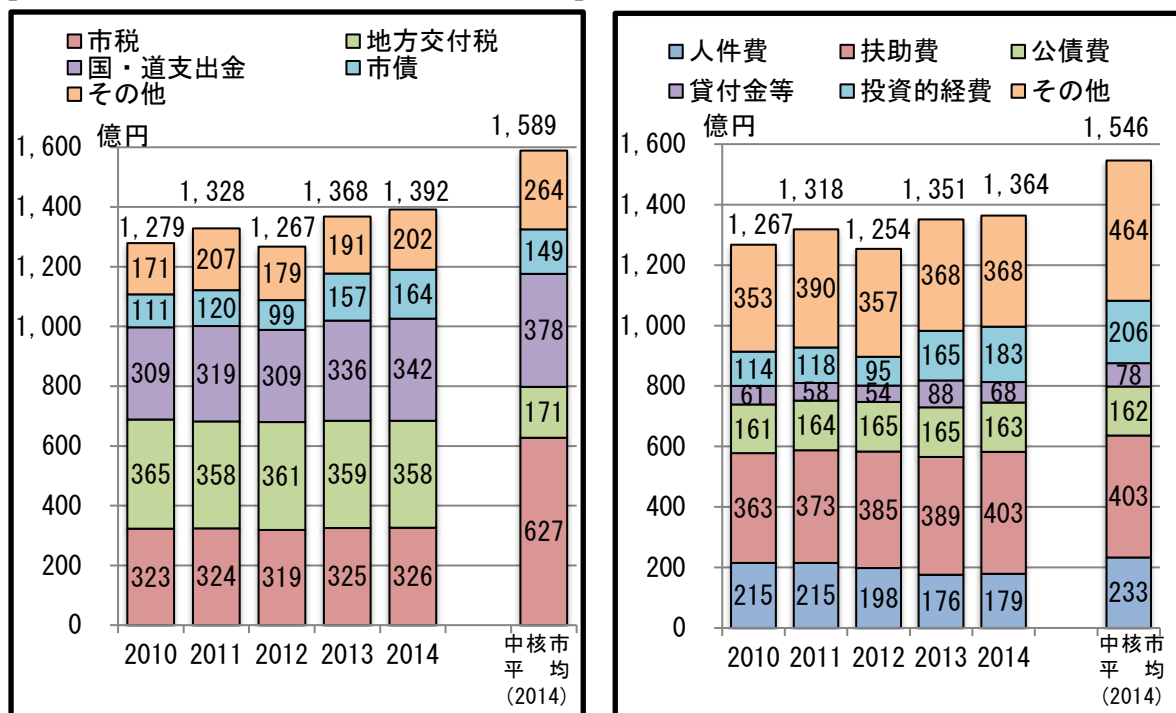
2 財政の現状と推移

歳入、歳出の状況について全国の中核市平均と比較すると、歳入では、安定的な財源である市税の占める割合が低く、国の制度に左右される地方交付税の占める割合が高い状況にあります。歳出では、生活保護費などの扶助費^⑧の割合が高く、人件費や扶助費、公債費を合わせたいわゆる義務的経費^⑨の占める割合が高い状況にあります。

また、過去5年間の推移を見ると、歳入では市税および地方交付税がほぼ横ばいですが、扶助費が多いことなどから国・道支出金は増加傾向にあり、歳出では扶助費や、新規施設の整備等により投資的経費^⑩が増加傾向にあります。

今後については、歳入では人口減少による市税や地方交付税の減少、歳出では高齢化に伴い、更なる扶助費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況になるものと予測されます。

【図2-2 普通会計歳入決算額の推移】 【図2-3 普通会計歳出決算額の推移】



(函館市「財政の現状 (平成 27 年(2015 年)12 月)」より)

⑧扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費です。

⑨義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費であり、人件費、扶助費および公債費をいいます。

⑩投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費をいいます。

第3章 公共施設等の現状と今後の課題

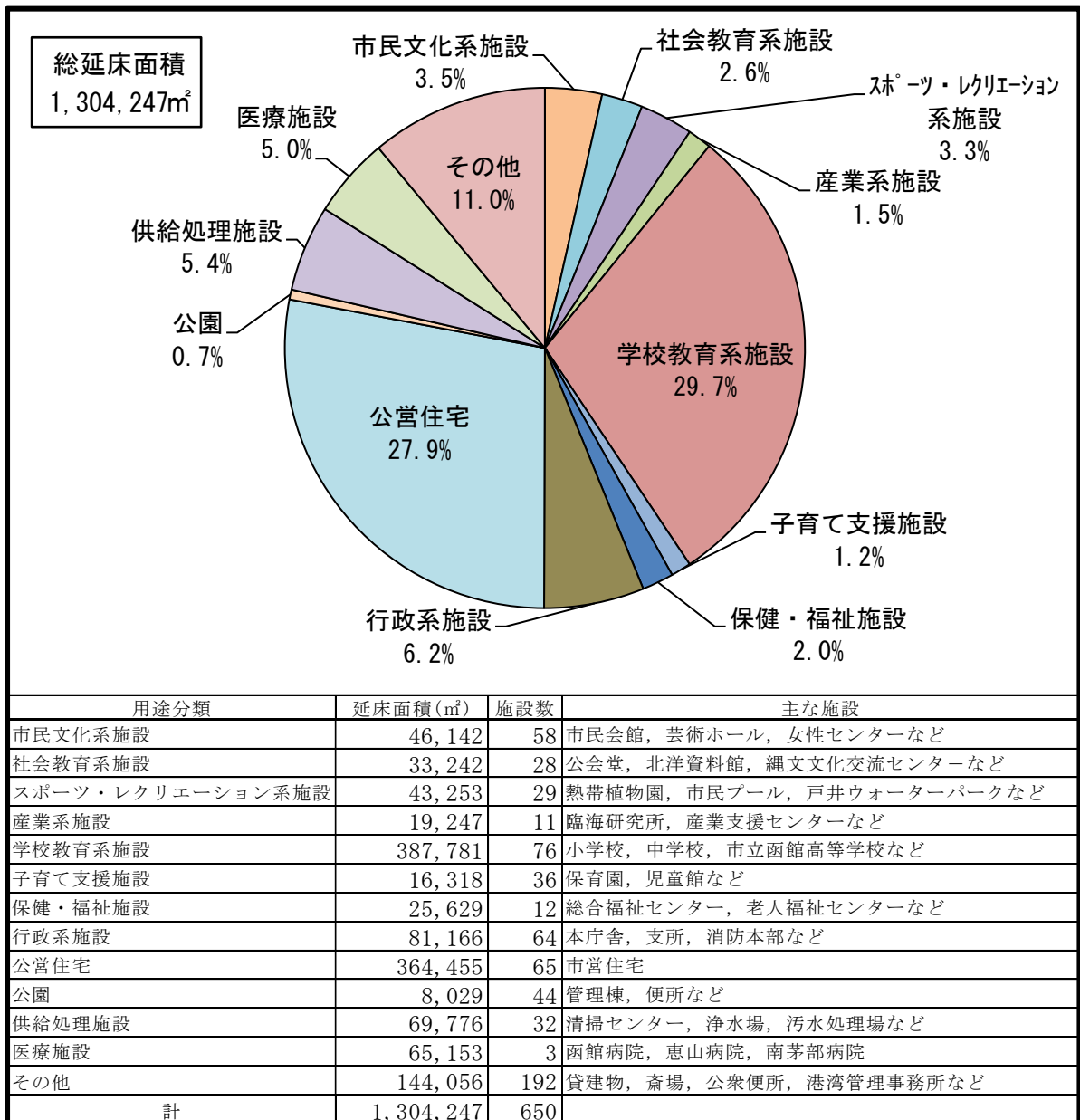
1 公共施設の現状

(1) 用途分類ごとの施設状況

本市が保有する公共施設は、平成26年度(2014年度)末時点で650施設あり、総延床面積は1,304,247㎡となっています。

また、総延床面積に対する用途分類ごとの割合を見ると、小・中学校等の学校教育系施設が全体の29.7%、公営住宅が27.9%を占め、割合が高い状況にあります。

【図3-1 用途分類ごとの延床面積割合】

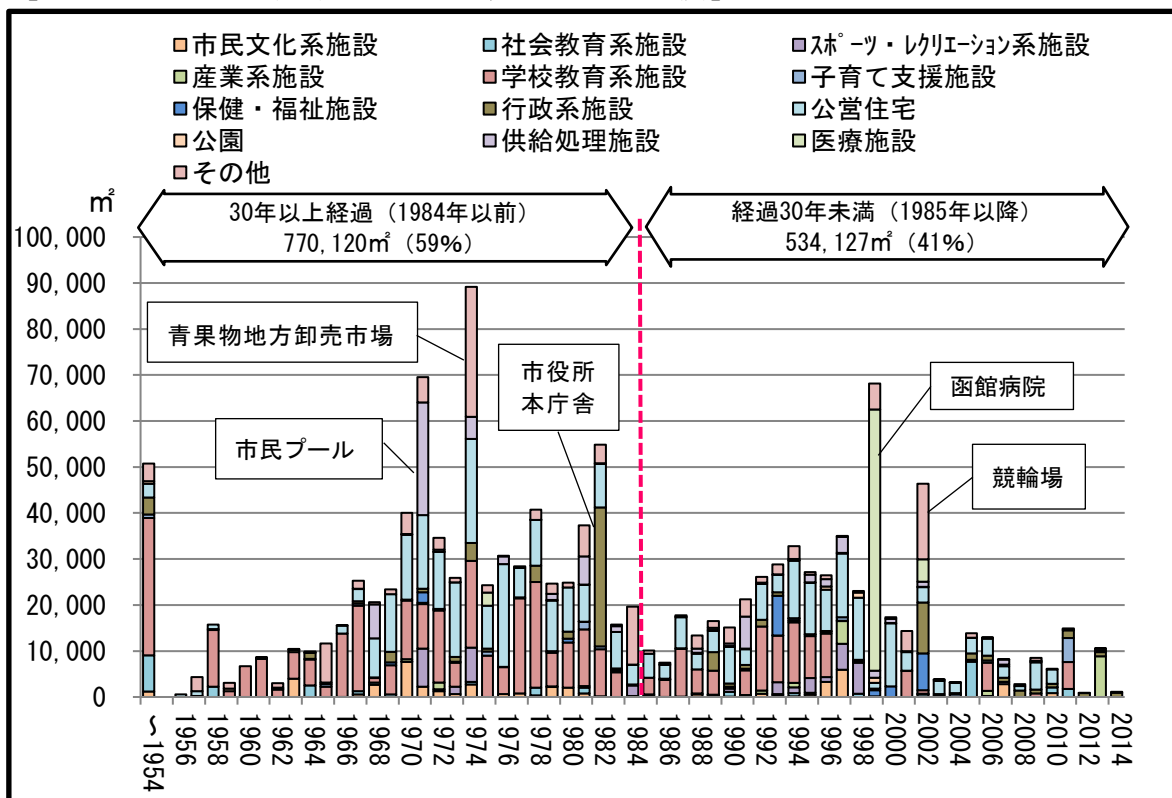


(2) 用途分類ごとの整備状況

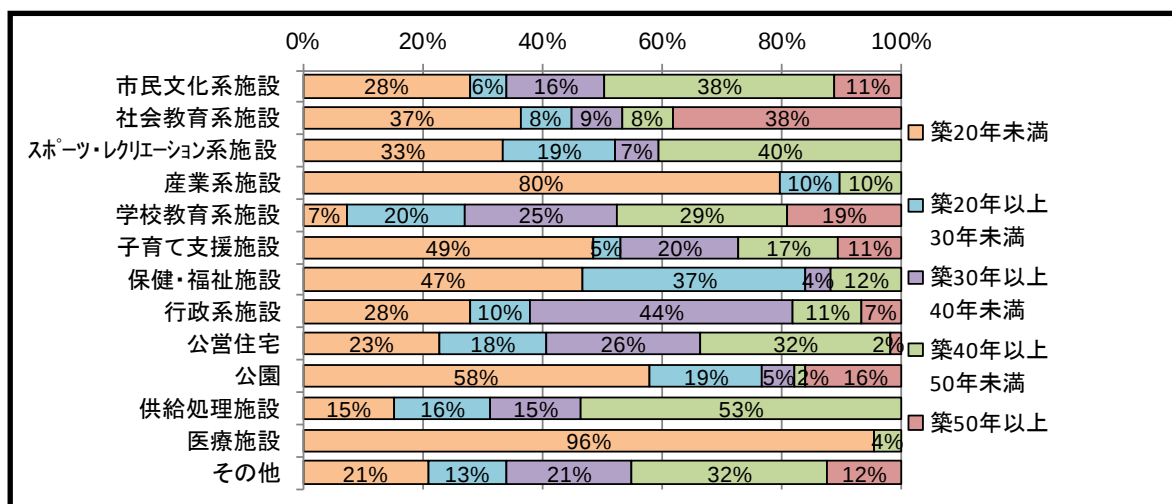
本市においては、昭和45年(1970年)以降に多くの施設を建築し、築30年を経過している施設が全体の59%を占めている状況にあるため、今後、多くの施設において大規模改修や建替えの必要性が見込まれます。

また、用途分類ごとに築50年を経過している施設の割合を見ると社会教育系施設では38%、学校教育系施設では19%を占め、他の用途分類に比べて割合が高い状況にあります。

【図3-2 用途分類ごとの建築年別延床面積】



【図3-3 用途分類ごとの経過年数別延床面積割合】



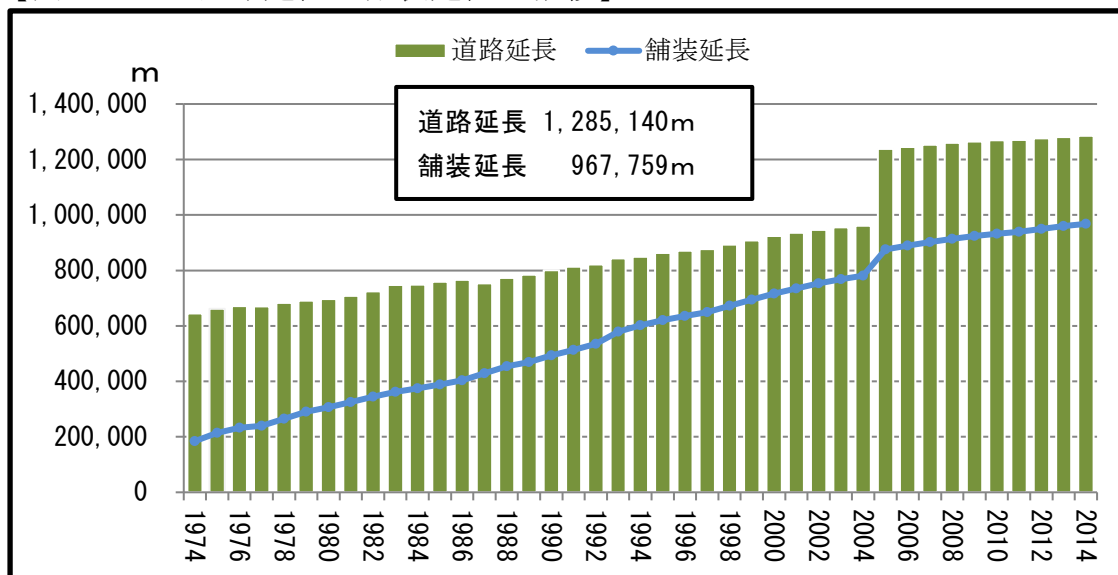
2 主なインフラ施設の現状

(1) 道路の整備状況

平成26年度(2014年度)末時点において、道路延長は1,285,140mあり、そのうち舗装延長は、道路延長の75.3%にあたる967,759mとなっています。

なお、平成16年(2004年)に戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の3町1村と合併したことにより、平成17年度(2005年度)に道路延長および舗装延長が急増しています。

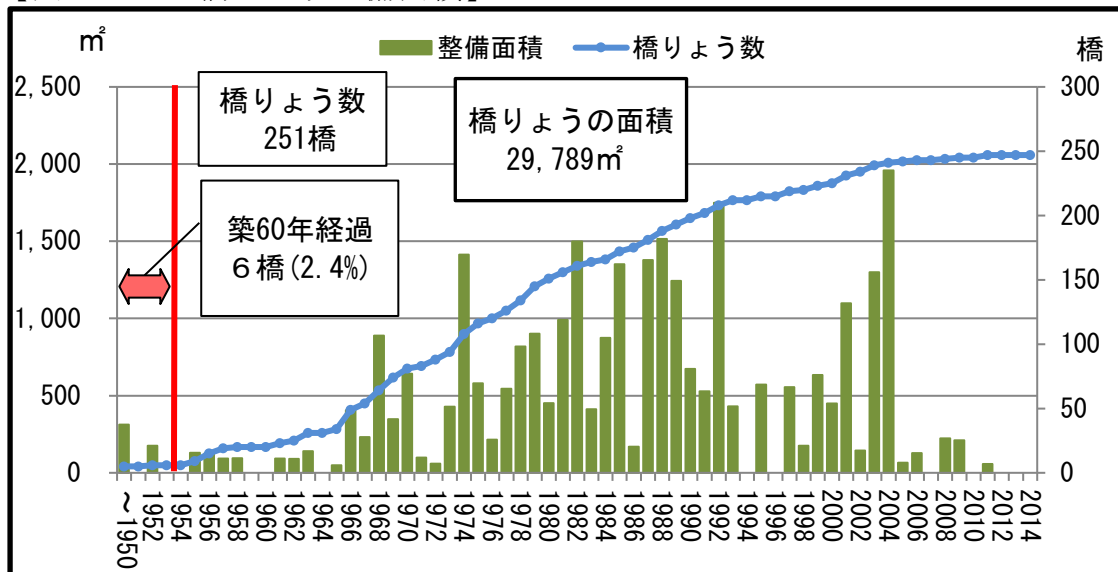
【図3-4 道路延長・舗装延長の推移】



(2) 橋りょうの整備状況

平成26年度(2014年度)末時点において、橋りょうは251橋あり、そのうち法定耐用年数の築60年を経過したものは、全体の2.4%にあたる6橋となっています。

【図3-5 橋りょう整備面積】

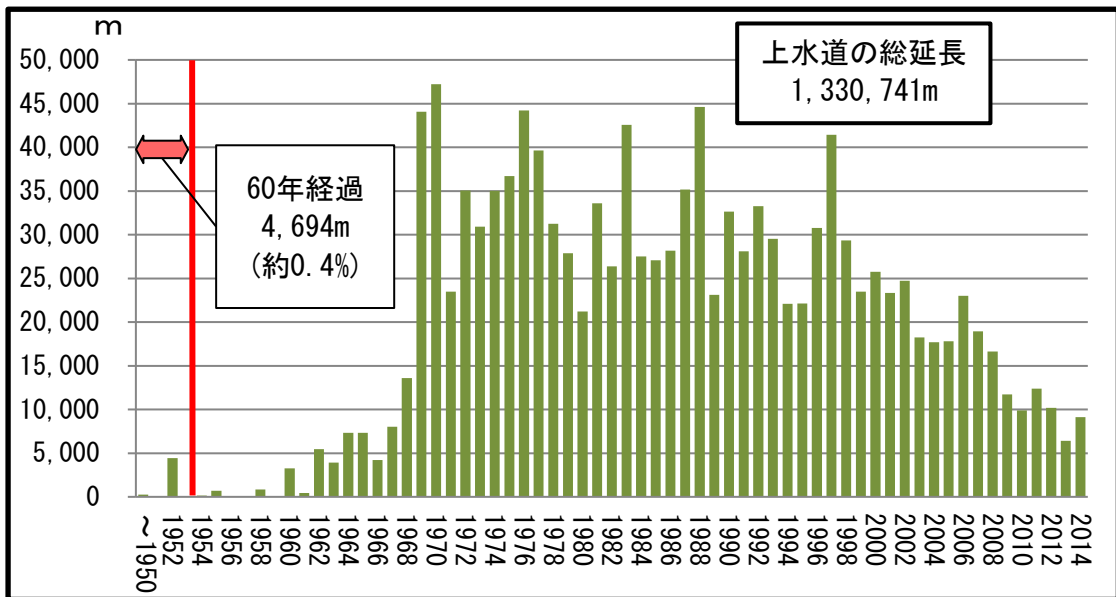


(3) 上水道および下水道の整備状況

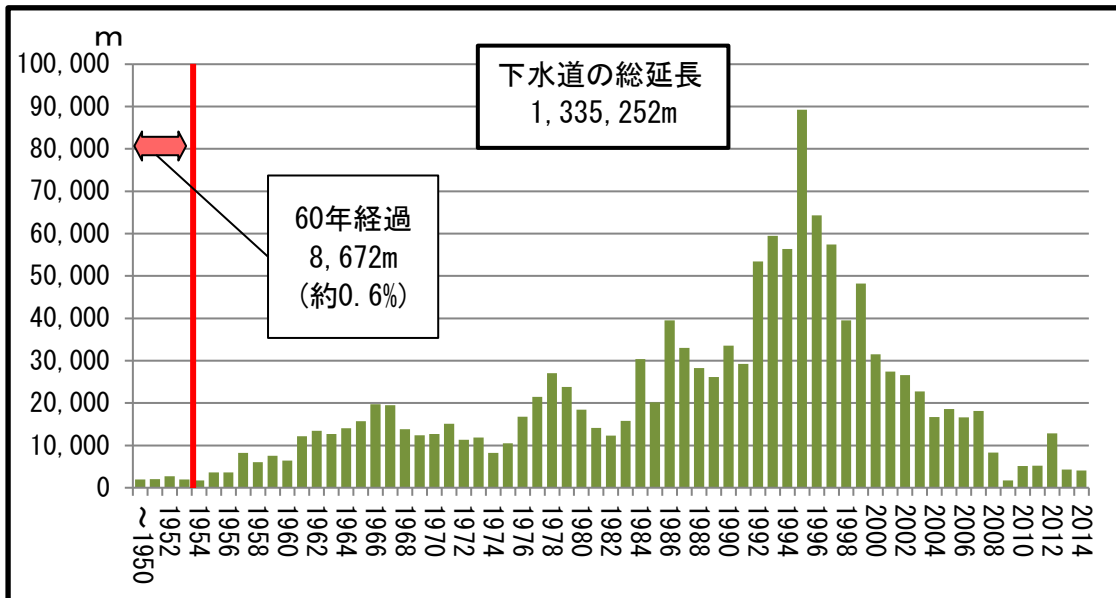
平成26年度(2014年度)末時点において、上水道延長は1,330,741m、下水道延長は1,335,252mとなっています。

また、上水道延長のうち約0.4%にあたる4,694m、下水道延長のうち、約0.6%にあたる8,672mが60年^⑩を経過しています。

【図3-6 上水道整備延長】



【図3-7 下水道整備延長】



⑩上下水道管については、劣化状況に応じて更新を進めていることから、上下水道共に60年で更新するものとします。

3 公共施設等の今後の課題

本章では、これまで公共施設や主なインフラ施設の整備状況について述べてきましたが、ここでは、多くの公共施設等において更新時期を迎える今後40年間について、現状の施設数や規模を変えずに公共施設等を維持した場合の更新経費^⑫を試算します。

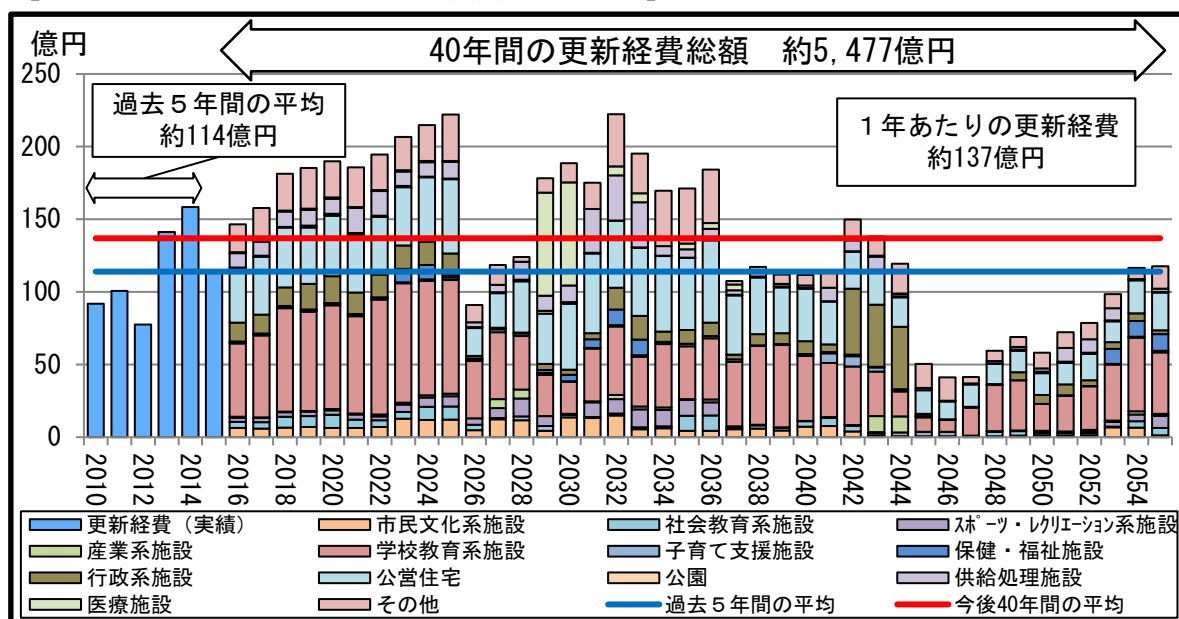
なお、試算にあたっては、平成24年(2012年)に総務省が公表した「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき算出します。

(1) 公共施設の更新経費の見込み

現在、本市が保有している公共施設について、今後40年間における更新経費を試算すると、約5,477億円となり、1年あたりの更新経費は、約137億円となる見込みです。

また、過去5年間の更新経費の平均約114億円と比較すると、今後1年あたりの更新経費では約23億円、40年間の累計では約920億円を超える更新経費の増額が必要になります。

【図3-8 公共施設の更新経費の見込み】



【試算条件】

- ※1 大規模改修実施年数を30年、建替更新年数を60年として経費を試算しています。
- ※2 築60年以上の公共施設の建替経費および築31年以上築50年未満の公共施設の大規模改修経費については、直近の10年間に均等に配分しています。
- ※3 築51年以上築60年未満の公共施設については、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わず、築60年を経た年度に建替えを実施することとしています。
- ※4 大規模改修の期間を2年、建替えの期間を3年としています。
- ※5 平成27年度(2015年度)の更新経費は、過去5年間の平均値としています。

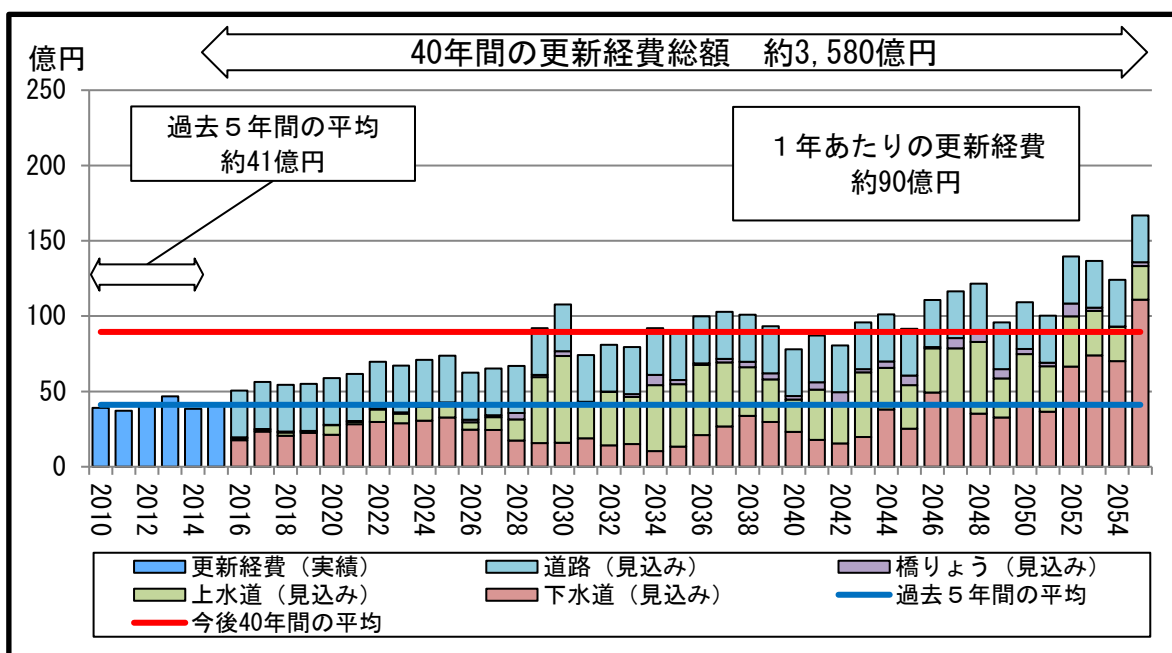
⑫更新経費：大規模改修や建替えに係る経費を指します。維持管理経費は含みません。

(2) 主なインフラ施設の更新経費の見込み

公共施設と同様に、インフラ施設について、今後40年間ににおける更新経費を試算すると、約3,580億円となり、1年あたりの更新経費は、約90億円となる見込みです。

また、過去5年間の更新経費の平均約41億円と比較すると、今後1年あたりの更新経費では約49億円、40年間の累計では約1,960億円を超える更新経費の増額が必要になります。

【図3-9 インフラ施設の更新経費の見込み】



【試算条件】

- ※1 道路は、舗装道路を15年で打換えするものとし、総面積に単価を乗じ、15年で除したものを1年間の更新経費として試算しています。
- ※2 橋りょうは、60年で更新するものとして試算しています。
- ※3 上下水道は、更新実績等を考慮し経過年数60年で更新するものとして試算しています。
- ※4 試算時点で更新年数を既に経過しているものについては、直近の10年間に均等に分配しています。
- ※5 平成27年度(2015年度)の更新経費は、過去5年間の平均値としています。

(3) 公共施設等の今後の課題

公共施設およびインフラ施設の更新経費を合算すると、今後40年間の更新経費総額は約9,057億円となり、1年あたりの更新経費は約227億円になると見込まれます。

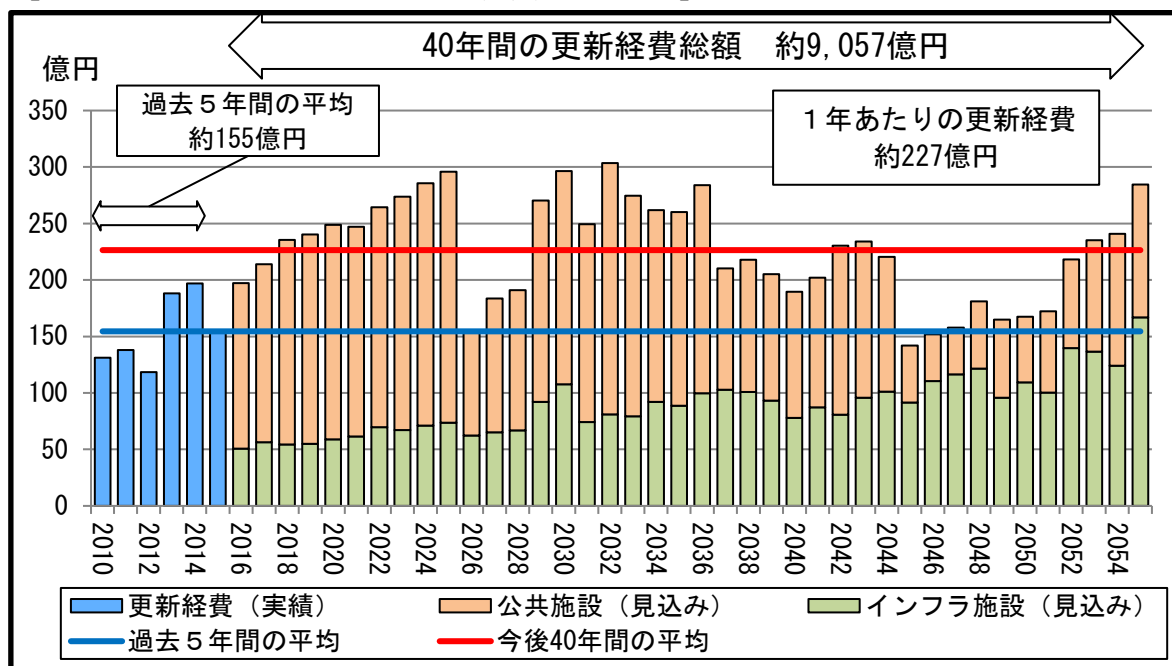
また、過去5年間の更新経費の平均約155億円と比較すると、今後1年あたりの更新経費では約72億円、40年間の累計では約2,880億円を超える更新

経費の増額が必要になります。

さらに、公共施設等の更新経費について、過去5年間の平均と今後40年間の平均を基に、市民一人あたりの負担額を比較すると、図3-11に示すとおり、40年後には人口減少に伴い、約2.68倍になると見込まれます。

そのため、今後の財政負担を軽減するには、施設保有総量を縮減し、更新経費の平準化を図るなどの対策が必要となってきます。

【図3-10 公共施設等の更新経費の見込み】



【図3-11 市民1人あたりの負担額（参考）】

区分	過去5年間【A】	今後40年間【B】	倍率【B／A】
人口	266,117 人	145,454 人	—
更新経費（平均）	155 億円	227 億円	—
1人あたりの負担額	58,245 円	156,063 円	2.68 倍

※ 過去5年間の人口は、平成27年(2015年)国勢調査[速報値]の数値を使用し、今後40年間の人口は、「函館市人口ビジョン（平成27年(2015年)10月）」[中位推計]の数値を使用しています。

（4）将来の更新経費に係る財源の見込み

公共施設等の更新経費は、前述のとおり膨大な費用が見込まれることから、施設保有総量や維持管理経費の縮減を図るとともに、施設の更新にあたっては、公共施設の改修、建替え等に備えるために設置した公共施設整備等基金の活用や、より有利な地方財政措置（過疎対策事業債、公共施設等適正管理事業債、森林環境譲与税等）などを活用し、財源の確保に努めます。

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

前章までの人口、財政および公共施設等の状況や推計から、人口減少に伴う公共施設等の更新に係る負担が増加することや施設の更新時期が集中することが見込まれるため、次の3項目を本計画の基本方針として、取組を進めることとします。

【基本方針】

- ① 必要な施設機能の維持に配慮しながら保有総量の縮減を図る。
- ② 計画的に施設の点検や修繕を実施し、長寿命化を図る。
- ③ 施設の耐震化や安全性の確保を図る。

1 施設保有総量縮減の推進

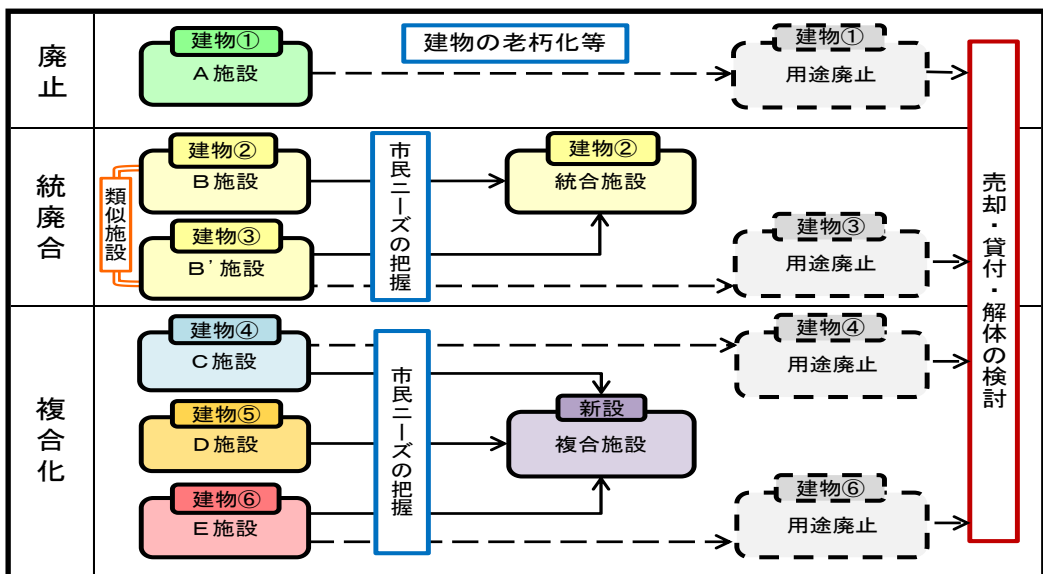
(1) 施設の統廃合および複合化

本市では、今後、人口減少や更新経費の増加などにより、公共施設の更新に伴う市民一人あたりの負担額の増加が見込まれるため、施設の保有総量を縮減し、施設数や規模の適正化を図ることで、維持管理や更新に伴う経費を縮減します。

また、施設の保有総量を縮減する際には、必要な機能の維持に配慮し、防災の視点やまちづくりの視点等を考慮するほか、国等が管理する施設との連携なども視野に入れながら効果的・効率的な方法を検討するものとします。

なお、インフラ施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、計画的に施設の点検や修繕の実施により長寿命化を図るなど、更新経費の縮減に努めます。

【図4-1 施設の統廃合・複合化のイメージ】



(2) 施設保有総量の縮減目標

現状の施設数や規模を変えずに公共施設を維持するには、試算上、1年あたり137億円の更新経費が必要と見込まれます[P10 第3章3(1)より]。

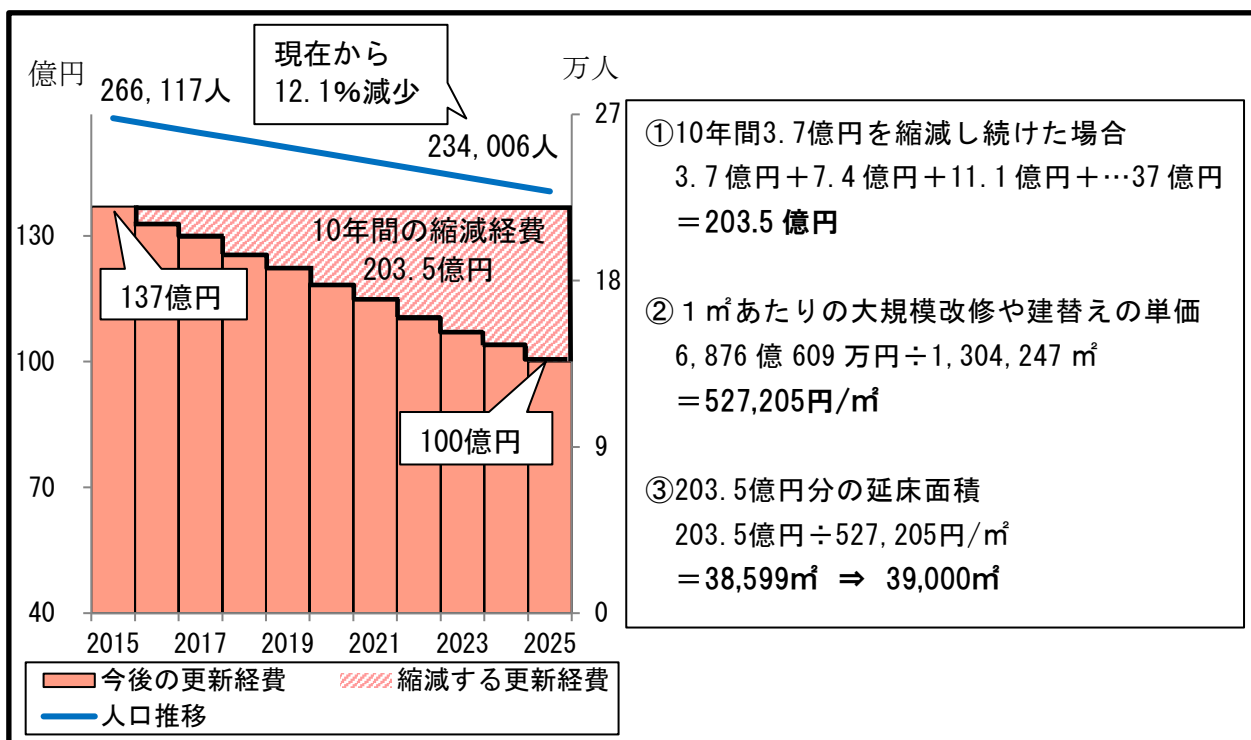
しかし、今後の人口減少に比例して、歳入も減少すると仮定した場合、現在114億円支出している更新経費は10年後(2025年)には、12.1%減少し、100億円程度しか見込めません[下記 図4-2より]。

よって、1年あたりの更新経費を137億円から100億円にするには、計画期間の10年間では、総額203.5億円を縮減する必要があります。

一方では、公共施設の総延床面積は1,304,247㎡あり[P6 第3章1(1)より]、全施設において大規模改修や建替えを行ったときの更新経費は総額6,876億609万円^⑬ になることから、1㎡あたりの更新経費は527,205円となります。

よって、203.5億円分の更新経費を延床面積に換算すると38,599㎡となることから、施設保有総量の縮減目標を39,000㎡と設定します。

【図4-2 更新経費の縮減イメージ】



⑬全ての施設において、大規模改修ならびに建替えを1回ずつ行った場合の更新経費総額です。
施設の用途分類ごとの延床面積および更新単価は、本書P6および巻末資料を参照ください。
例) 市民文化系施設

$$\begin{aligned} \text{更新経費} &= \text{大規模改修経費} (46,142\text{㎡} \times 25\text{万円/㎡}) + \text{建替経費} (46,142\text{㎡} \times 40\text{万円/㎡}) \\ &= 299\text{億}9,230\text{万円} \end{aligned}$$

2 施設の維持管理，修繕および更新等の推進

(1) 施設の維持管理および長寿命化

本市が保有する公共施設等については，施設管理者による日常的な点検や法令等に基づく定期点検を実施し，計画的に劣化や損傷を修繕することで，施設の長寿命化を図ります。

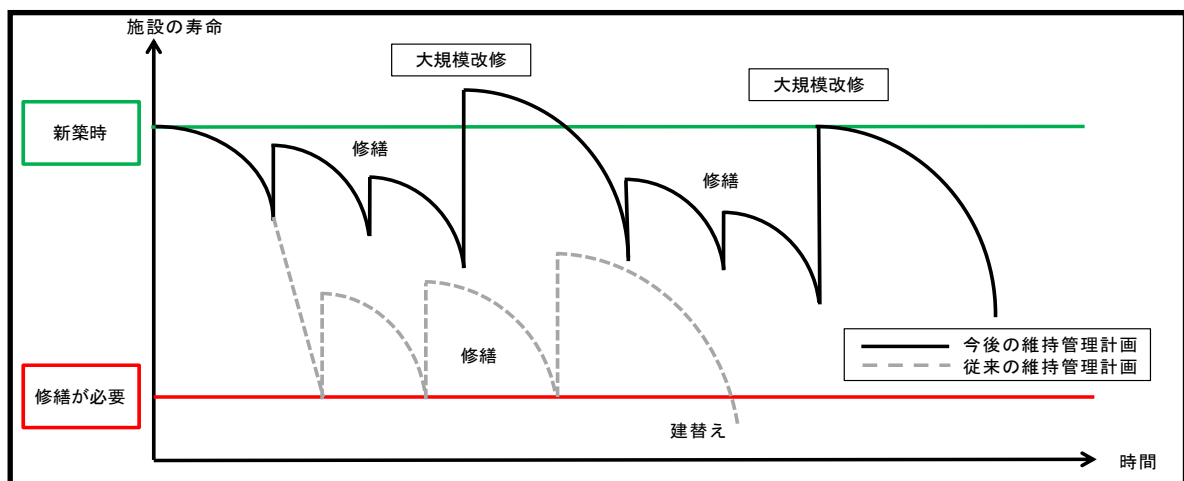
また，施設の長寿命化を図り，ライフサイクルコスト^⑭を削減することで，施設の維持管理や更新に伴う財政負担の軽減を目指します。

【図４－３ 既存施設の維持管理経費】

	公共施設	インフラ施設	計
平成28年度(2016年度)	1,236,148 千円	2,402,527 千円	3,638,675 千円
平成29年度(2017年度)	1,136,186 千円	3,147,441 千円	4,283,627 千円
平成30年度(2018年度)	1,179,470 千円	2,630,452 千円	3,809,922 千円
令和元年度(2019年度)	1,182,539 千円	2,191,306 千円	3,373,845 千円
令和2年度(2020年度)	1,341,184 千円	2,642,779 千円	3,983,963 千円
令和3年度(2021年度)	1,352,963 千円	2,546,109 千円	3,899,072 千円

※ 既存施設の維持管理経費は，年度により増減しますが，直近6ヵ年の平均経費は公共施設 1,238,082 千円，インフラ施設 2,593,436 千円となっています。

【図４－４ 長寿命化のための維持管理イメージ】



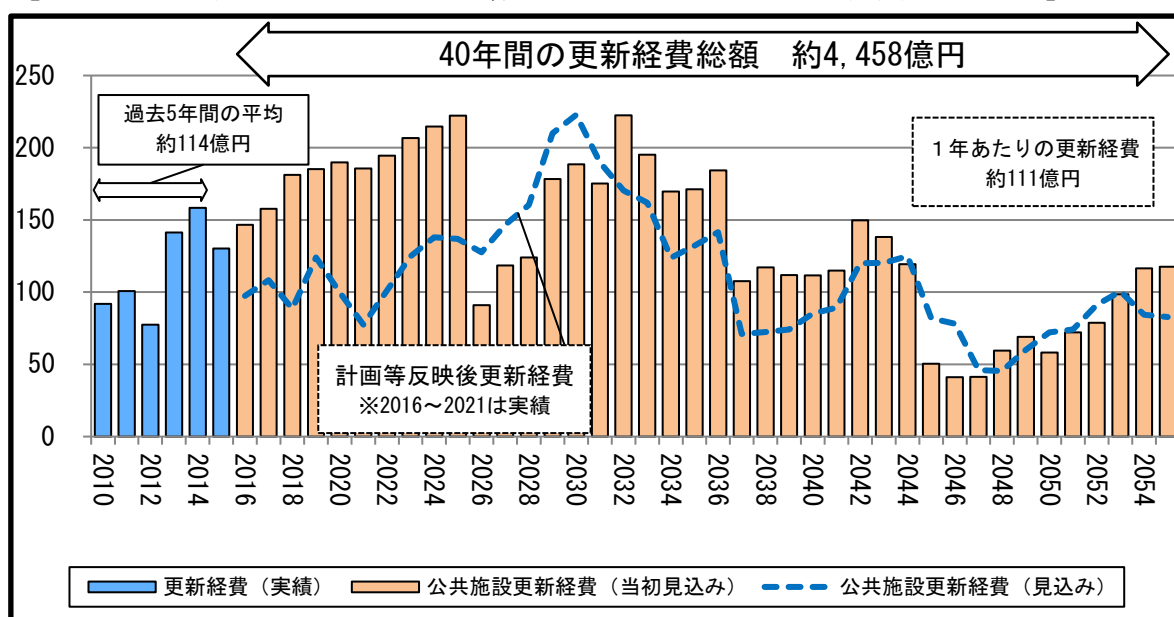
⑭ライフサイクルコスト：建設，補修，解体費等の施設に投入する総費用のことです。

（２）個別施設計画等を踏まえた更新経費の見込み

本市の保有する公共施設について、今後40年間、現状の施設数や規模を変えずに維持した場合の更新経費を試算すると、約5,477億円（約137億円／年）となる見込み（P10参照）ですが、各個別施設計画に基づく施設保有総量の縮減等を踏まえた更新経費を試算すると、約4,458億円（約111億円／年）となり、約1,019億円（約26億円／年）縮減される見込みです。

なお、インフラ施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、各個別施設計画等を踏まえた更新経費を試算していませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の縮減に努めます。

【図４－５ 個別施設計画等を踏まえた公共施設の更新経費の見込み】



※ 「函館市公営住宅等長寿命化計画」，「函館市立学校施設長寿命化計画」に基づく施設保有総量の縮減等を見込み，令和4年(2022年)8月末時点の施設状況で試算しています。

（３）PPP／PFI手法の導入

公共施設等の更新にあたっては、民間の技術やノウハウ，資金等を活用することで財政負担を軽減できる場合もあるため，PPP^⑮／PFI^⑯手法の導入について検討します。

⑮ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で，民間資本や民間のノウハウを利用し，効率化や公共サービスの向上を図るものです。

⑯ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設の設計，建設，維持管理，運営等について民間の資金，経営能力や技術的能力を活用し，効率的で質の高い公共サービスを提供する事業手法のことです。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進

今後も維持していく公共施設等の修繕・更新時には，利用者の性別，年齢，国籍，障がいの有無などに関わらず，誰もが利用しやすい施設となるよう，ユニバーサルデザイン化を図ります。

(5) 脱炭素化の推進

施設の整備，改修等に当たっては，照明のＬＥＤ化や省エネルギー性能の高い設備・機器の導入，建築物の断熱性の向上，再生可能エネルギーの導入などを検討し，「ゼロカーボンシティはこだて」の実現に向け，脱炭素化の推進に取り組んでいきます。

3 耐震化の推進および安全性の確保

公共施設は，災害時において避難所など防災拠点施設として重要な機能を果たすことから，順次，耐震診断を実施し，耐震補強が必要な施設については耐震改修を行い，耐震化を進めます。

また，点検や診断等により，異常が認められた場合には，速やかに修繕等を実施し，施設の安全性の確保に努めます。

なお，施設に危険性が認められた場合や，老朽化により今後の利用を見込めない場合には，速やかに用途を廃止し，順次，解体等を行うものとします。

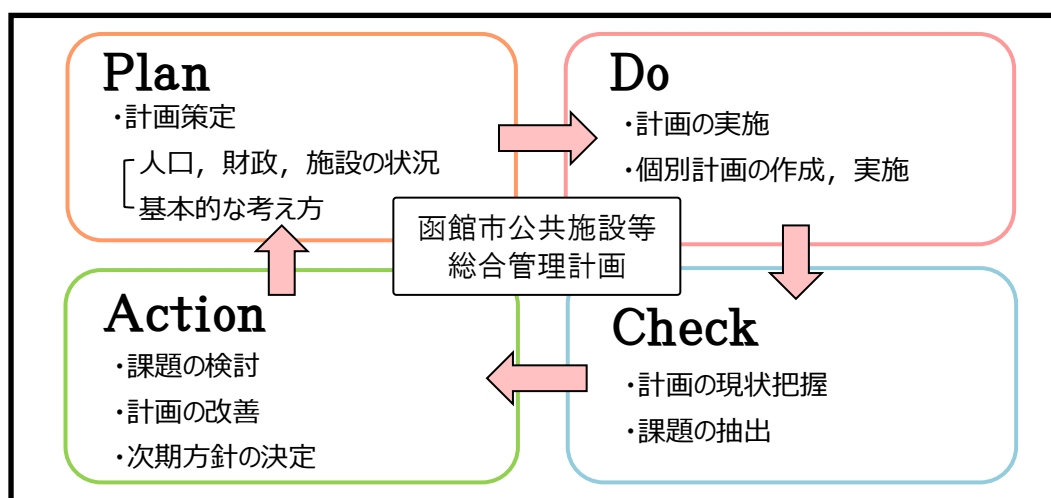
第5章 計画の推進について

1 P D C Aサイクル

本計画は、P D C Aサイクルにより、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）を継続的に実施することで、効率的、効果的に推進します。

また、各個別計画も同様に、P D C Aサイクルを活用し推進します。

【図5－1 P D C Aサイクル】



2 市民および議会への情報提供等

本計画は、「必要な施設機能の維持に配慮しながら保有総量の縮減を図る」、「計画的に施設の点検や修繕を実施し、長寿命化を図る」、「施設の耐震化や安全性の確保を図る」の3つの基本方針に基づき取組を進めますが、公共施設の廃止や統廃合、複合化等の実施にあたっては、施設利用者をはじめとする市民との合意形成に努めるとともに、必要に応じてパブリックコメント手続きを実施し、さらには、適宜、市民や議会と情報を共有しながら、取組むこととします。

3 次期計画について

計画期間の終了時には、人口や財政の状況等を踏まえ、本計画を検証し、次期計画を策定するものとします。

資料編

I 施設マネジメントに関する取組状況

- 1 これまでの主な取組
- 2 公共施設保有総量（建物）および有形固定資産減価償却率の推移

II 「公共施設等更新費用試算ソフト」について

- 1 ソフトの基本的な考え方
- 2 対象とする公共施設等について
- 3 更新経費の試算方法について

III 改訂履歴

[資料編]

I 施設マネジメントに関する取組状況

1 これまでの主な取組

【計画の策定】

H20 年度 (2008 年度)	・ 函館市港湾施設維持管理計画 [R4. 3月一部改訂]
H23 年度 (2011 年度)	・ 函館市立小・中学校再編計画
H24 年度 (2012 年度)	・ 函館市公園施設長寿命化計画 [H31. 2月一部改訂] ・ 函館市下水道長寿命化計画 [計画期間終了, 内容は函館市下水道事業ストックマネジメント計画へ移行]
H25 年度 (2013 年度)	・ 今後の公共施設のあり方に関する基本方針 ・ 今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく 『各施設の今後の方向性』について ・ 函館市公営住宅等長寿命化計画 [R4. 3月一部改訂]
H26 年度 (2014 年度)	・ 函館市橋梁長寿命化修繕計画 [R4. 8月改訂]
H28 年度 (2016 年度)	・ 函館市公共施設等総合管理計画 ・ 函館市道路附属物長寿命化修繕計画(横断歩道橋) [R4. 9月改訂] ・ 函館市上下水道事業経営ビジョン ・ 函館市交通事業経営ビジョン
H29 年度 (2017 年度)	・ 函館市下水道事業ストックマネジメント計画 [R2. 3月変更]
H30 年度 (2018 年度)	・ 函館市海岸保全施設長寿命化計画
R 元年度 (2019 年度)	・ 函館市立学校施設長寿命化計画 ・ 函館市林道施設長寿命化計画
R 2 年度 (2020 年度)	・ 函館市病院局におけるインフラ長寿命化計画 ・ 消防庁舎等維持補修計画
R 3 年度 (2021 年度)	・ 函館市トンネル長寿命化修繕計画 [R4. 9月改訂] ・ 函館市道路附属物等長寿命化修繕計画(大型カルバート) [R4. 9月改訂] ・ 函館市道路附属物等長寿命化修繕計画(門型標識) [R4. 9月改訂]

【取組事例】（平成 25 年度(2013 年度)以降）

売 却	■もと第二港保育園を建物付きで売却 [H25] ■リサイクル機器入舟保管庫（もと西部児童館）を解体・売却 [H27] ■ホテルひろめ荘・南かやべ保養センターの売却 [R2] ■もと道南青年の家（旧ロシア領事館）の売却 [R2]
譲 渡	■地域会館（小安東・釜谷・尾札部中央）を町会へ譲渡 [H27] ■産学官交流プラザを北海道大学へ譲渡 [H27]
貸 付	■デイサービスセンター [H27] ■はこだて幼稚園 [H30] ■花園保育園 [R3]
統廃合	■戸井西部総合センター開設（戸井公民館・戸井郷土資料館・戸井埋蔵文化財展示館・戸井青少年会館・戸井運動広場） [H28] ■五稜郭中学校開校（五稜・大川・桐花中学校） [H28] ■戸倉中学校開校（戸倉・亀尾中学校） [H29] ■巴中学校開校（凌雲・光成・的場中学校） [H30] ■青柳中学校開校（西・潮見・宇賀の浦中学校） [H30] ■大森浜小学校開校（高盛・千代ヶ岱・金堀小学校） [H31] ■上湯川小学校開校（上湯川・亀尾小学校） [H31] ■大森浜児童館開設（高盛・人見・本町児童館） [R2] ■戸井学園開校（戸井西・日新小学校，潮光・日新中学校） [R3] ■銭亀沢小学校開校（東・石崎小学校） [R4] ■南茅部小学校開校（磨光・臼尻・大船小学校） [R4]
複合化	■亀田交流プラザ開設（亀田福祉センター・美原図書室・亀田公民館・亀田青少年会館・美原老人福祉センター・美原児童館） [R2]

2 公共施設保有総量（建物）および有形固定資産減価償却率の推移

【建物保有総量】

平成28年度(2016年度)	1,309,372 m ²
平成29年度(2017年度)	1,313,663 m ²
平成30年度(2018年度)	1,298,993 m ²
令和元年度(2019年度)	1,294,346 m ²
令和2年度(2020年度)	1,270,829 m ²
令和3年度(2021年度)	1,269,400 m ²

【有形固定資産減価償却率】 ※一般会計等決算ベース

平成28年度(2016年度)	67.4 %
平成29年度(2017年度)	68.2 %
平成30年度(2018年度)	69.6 %
令和元年度(2019年度)	69.5 %
令和2年度(2020年度)	70.4 %
令和3年度(2021年度)	71.2 %

※有形固定資産減価償却率：市が保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができます。（割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。）

Ⅱ 「公共施設等更新費用試算ソフト」について

本ソフトは、一般財団法人自治総合センターが平成23年(2011年)3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき作成したもので、試算方法や更新単価等の考え方(概要)は次のとおりとなっています。

1 ソフトの基本的な考え方

本ソフトは、物価の変動、落札率、国庫補助制度や地方財政制度の変更等、様々な要因により更新経費の試算方法が複雑化することを避け、地方公共団体の規模によらず簡便に推計でき、将来必要になる更新経費を概ね把握するために作成されたソフトです。

2 対象とする公共施設等について

学校、病院等の公共施設ならびに道路、橋りょう、上水道および下水道のインフラ施設に対する投資的経費が、市町村の投資的経費の大部分を占めると仮定し、これらを本ソフトによる更新経費の対象とします。

3 更新費用の試算方式について

(1) 基本的な考え方

公共施設の種類ごとに、耐用年数の経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定して、延床面積等の数量に更新単価を乗じたものを更新費用として試算します。

道路は、全整備面積を15年で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、橋りょう、上水道および下水道については、整備年度ごとの数量に更新単価を乗じて試算します。

(2) 耐用年数・更新の考え方

① 公共施設

建築物については、標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)の60年で建替えると仮定します。

一方、建物附属設備(電気設備や昇降機設備等)および配管の耐用年数は概ね15年であることから、2回目の改修となる建設後30年に建築物の大規模改修を行うと仮定し、その後30年で建替えると仮定します。

なお、試算の時点で建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いと仮定し、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定します。

② 道路

道路の耐用年数については、平成17年度(2005年度)国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することが現実的と考えられるため、舗装部分の耐用年数と舗装部分の一般的な供用寿命(12年から20年)を踏まえ15年とし、舗装部分を15年で割った面積を毎年度更新すると仮定します。

③ 橋りょう

整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新することとし、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新しますが、それ以外の構造の場合はP C(プレストレスト・コンクリート)橋として更新すると仮定します。

④ 上水道および下水道

整備した年度から60年※を経た年度に更新すると仮定します。

※ 本市では、劣化状況に応じて更新しているため、実態に即し、60年で更新するものとします。

(3) 更新単価の設定の考え方

① 公共施設

建築物の種類ごとの更新(建替え)と大規模改修の単価については、建築物の種類により建物の構造等が異なることから、大規模改修の単価を建替えの6割として、用途別に4段階の更新単価(建替え)を設定します。

また、建築物の更新に伴う建築コストの地域差については、国土交通省の新営予算単価による地域別工事費指数では、東京を100とした地域別の差は概ね±10の範囲であるため、地域差は考慮しないこととします。

なお、建替えに伴う解体や仮移転費用、設計料等については、更新単価に含むものとします。

② 道路

道路の更新単価については、「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議)で示されている平成19年度(2007年度)の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割って算定したものとし、自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の m^2 単価(土木工事費積算基準単価)の比率を乗じたものを単価とします。

③ 橋りょう

橋りょうの更新単価については、道路橋の工事实績(道路橋年報)により、P C橋は425千円/ m^2 、鋼橋は500千円/ m^2 とします。

④ 上水道

上水道の更新単価については，導水管および送水管と配水管に分類し，それぞれ管径別に単価を算出します。

⑤ 下水道

下水道の更新単価については，更生管のときは布設替えを前提とし，コンクリート管等その他の管のときは更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提とします。

【更新費用の考え方】

区分	更新費用	
公共施設	整備年度ごとの延床面積	× 更新単価
道 路	全整備面積を15で割った面積	
橋りょう	整備年度ごとの構造別の面積	
上 水 道	整備年度ごとの管種別および管径別の延長	
下 水 道	整備年度ごとの管種別および管径別の延長	

【更新単価（公共施設）】

用途分類	更新単価	
	建替え	大規模改修
市民文化系施設	40万円／㎡	25万円／㎡
社会教育系施設	40万円／㎡	25万円／㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円／㎡	20万円／㎡
産業系施設	40万円／㎡	25万円／㎡
学校教育系施設	33万円／㎡	17万円／㎡
子育て支援施設	33万円／㎡	17万円／㎡
保健・福祉施設	36万円／㎡	20万円／㎡
行政系施設	40万円／㎡	25万円／㎡
公営住宅	28万円／㎡	17万円／㎡
公園	33万円／㎡	17万円／㎡
供給処理施設	36万円／㎡	20万円／㎡
医療施設	40万円／㎡	25万円／㎡
その他	36万円／㎡	20万円／㎡

【更新単価（インフラ施設）】

インフラ施設			更新単価
道路 (舗装)	道路		4,700円／㎡
	自転車歩行者道		2,700円／㎡
橋りょう	P C 橋, R C 橋, 石橋, 木橋, 他		425千円／㎡
	鋼橋		500千円／㎡
上水道	導水管／送水管	300mm未満	100千円／m
		300～500mm	114千円／m
		500～1,000mm未満	161千円／m
	配水管	150mm以下	97千円／m
		200mm以下	100千円／m
		250mm以下	103千円／m
		300mm以下	106千円／m
		350mm以下	111千円／m
		400mm以下	116千円／m
		450mm以下	121千円／m
		550mm以下	128千円／m
		600mm以下	142千円／m
		700mm以下	158千円／m
		800mm以下	178千円／m
		900mm以下	199千円／m
		1,000mm以下	224千円／m
下水道	コンクリート管, 陶管, 塩ビ管, 他		124千円／m
	更正管		134千円／m

「一般財団法人自治総合センター『公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究報告書』（平成23年(2011年)3月)より」

Ⅲ 改訂履歴

改訂時期	改訂内容	記載
令和 3 年 (2021 年) 8 月	総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 30 年(2018 年) 2 月改訂), 「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和 3 年(2021) 年 1 月) を踏まえ, 計画に記載すべき事項の追加に伴う一部改訂を行う。 【追加・時点修正した事項】 ・既存施設の維持管理経費 ・個別施設計画等を踏まえた更新経費の見込み ・ユニバーサルデザイン化の推進方針 ・施設マネジメントに関する取組状況 ・公共施設保有総量(建物)および有形固定資産減価償却率の推移	P15 P16 P16 P19・20 P20
令和 5 年 (2023 年) 1 月	総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等」(令和 4 年(2022 年) 4 月) を踏まえ, 計画に記載すべき事項の追加を中心とした一部改訂を行う。 【追加・時点修正した事項】 ・持続可能な開発目標 (SDGs) ・将来の更新経費に係る財源の見込み ・既存施設の維持管理経費 (時点修正) ・個別計画等を踏まえた更新経費の見込み (時点修正) ・脱炭素化の推進方針 ・これまでの主な取組 (時点修正) ・公共施設保有総量(建物)および有形固定資産減価償却率の推移 (時点修正)	P 3 P12 P15 P16 P17 P19・20 P21

函館市公共施設等総合管理計画

平成 2 8 年（2016 年） 8 月 策定

令和 3 年（2021 年） 8 月 一部改訂

令和 5 年（2023 年） 1 月 一部改訂

函館市財務部管理課

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 1 3 号

TEL : 0138-21-3504

FAX : 0138-21-3510

e-mail : kanzai@city.hakodate.hokkaido.jp
